

公 告

契約担当官
航空自衛隊第1航空団
会計隊長 伊 藤 勝



次により一般競争入札を実施するので、「入札及び契約心得」を熟知の上、参加されたい。

1 競争入札に付する事項

- (1) 件名等 令和8年度小型貫流ボイラー等の点検及び整備
- (2) 履行場所 航空自衛隊浜松基地
- (3) 履行期限 令和9年3月31日

2 競争に参加する者に必要な資格

- (1) 資格審査結果通知書（全省庁統一資格）の交付を受けた者で「役務の提供等」D級以上に格付け『東海・北陸地域』の競争参加資格を有する者。
- (2) 予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に基づき、競争に参加できないとされた者でないこと。
- (3) ア 防衛装備庁長官から又は航空幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
イ 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
ウ 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めないものとする。ただし、真にやむを得ない事由を防衛装備庁長官が認めた場合には、この限りではない。

3 契約条項を示す場所 静岡県浜松市中央区西山町無番地 航空自衛隊浜松基地 会計隊

4 競争執行の場所及び日時

- (1) 場 所 航空自衛隊浜松基地 会計隊 入札室
- (2) 入札日時 令和8年8月5日（水）10時00分

5 入札方法

落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

6 保証金に関する事項

- (1) 入札保証金 予決令第77条第二号により免除
- (2) 契約保証金 予決令第100条の3第三号により免除

7 入札の無効

競争に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札

8 契約書等作成の要否 要

9 落札決定方式 総額決定

10 契約の方法 確定契約

11 その他

- (1) 入札保証金の納付を免除した場合において、落札者が契約を結ばないときは、入札保証金相当額を徴収する。
- (2) 入札に先立ち、資格審査結果通知書（全省庁統一資格）の写しを提出すること。（FAX可）
- (3) 本入札における郵便入札を可とする。配達記録を有する手段により、令和8年8月3日（月）必着。
- (4) 入札書に記載された金額に、当該金額の消費税及び地方消費税相当分を加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。
- (5) 本書記載事項の詳細については、会計隊契約班に照会のこと。

電話（053）472-1111 内線 7042 FAX（053）472-7735

担当：神田

役務一般仕様書	作成部隊名	第1航空団基地業務群施設隊
	承認年月日	令和7年1月29日
	仕様書番号	施設役務6-81

1 適用範囲

(1) 本仕様書は、浜松基地、浜松広報館及び宿舎における役務（国有財産管理に限る。）について適用する。

(2) 本仕様書に規定する事項は、契約相手方の責任において履行し、契約図書等は相互に補完する。

(3) 役務特記仕様書及び図に記載されているもののうち、本仕様書と相違がある場合は、役務特記仕様書及び図による。

2 一般事項

(1) 役務内容は全て、本仕様書、図及び引用図書に基づき履行し、その履行に対する監督官の指示に従う。

(2) 引用図書及び各種関連法規等は、特記仕様書による。

(3) 役務特記仕様書及び図の内容に疑義が生じた場合若しくは、役務特記仕様書に記載されていない部分に不具合が認められた場合は、速やかに監督官と協議し、監督官の指示に従う。

(4) 関係官公署その他の関係機関への届け出が必要な場合は、遅滞なく行う。

(5) 契約図書等は、当該関係者以外に貸出し、複製及び閲覧をさせてはならない。

(6) 役務写真は、営繕工事写真撮影要領（国土交通省大臣官房官庁営繕部整備課制定）に示された時期及び内容に準じて撮影するほか、監督官の指示により撮影し、アルバム形式に整理された写真を提出する。

3 発生材の取り扱い

(1) 発生材は、可能な限り分別し、監督官の指定した場所まで運搬する。

(2) 発生材調書は、材料名、形状寸法、数量、重量及び単位を記載し、提出する。

4 検査等

役務特記仕様書による。

5 基地内における規程事項

(1) 注意事項

ア 役務関係者の基地への入出門及び施設内への立入りは、監督官と調整後、申請等により許可を受ける。

イ 腕章又は入門許可証は、常に装着する。ただし、作業等に支障がある場合は携行し、関係者から要求があった場合は直ちに提示する。

ウ 関係のない場所の写真を撮影してはならない。

エ 指示した場所以外へは、立入りしてはならない。

オ 基地内の通行は、公道と同様に交通規則を厳守する。また、車両等を基地内に長期間駐車させる場合は、監督官に指示を受ける。

カ 酒類等の飲食物を基地内に持ち込んではならない。
なお、喫煙、飲食等の場所については、監督官の指示による。

キ 危険物等の搬入がある場合は、事前に許可を受ける。

ク 油脂類等は、みだりに放置してはならない。

ケ 監督官から指示された事項は、遵守する。

コ 作業に際し、契約相手方が基地内施設を損傷した場合、契約相手方の負担で原状に復する。

(2) 入出門

ア 入出門に係る申請等については、役務特記仕様書による。

イ 基地内への入出門時間は、08時15分～17時00分とし、その時間以外に入出門が必要な場合は、監督官と協議し、届出書を提出する。

ウ 入門の際、本人確認を行うため、公的機関が発行した身分証明書等（外国政府発行のものを含む。以下に例を示す。）により、国籍確認及び顔認証ができるものを提示する。

なお、身分証明書等を有しない者については入門を許可しない。

(ア) 日本国籍を有する者

パスポート、IC型運転免許証（読取り機によるパスワードの入力で、国籍（本籍）が確認できる場合のみ）等

(イ) 日本国籍を有しない者

パスポート、在留カード、在留資格認定証明書又は特別永住者証明書

(ウ) 運転免許証（顔認証）と住民票（本籍により国籍確認ができるもので、マイナンバー及び住民票コードが省略されたもの。写し可）など複数の身分証明書等の組み合わせによる提示としてもよい。

エ 入門の制限又は禁止となる項目を以下に示す。

(ア) 基地内の秩序を乱した場合

(イ) 監督官の指示に従わない場合

(ウ) 腕章又は入門許可証などの入出門に係る物を紛失した場合

(エ) 入出門に係る許可の期限が超過した場合

(オ) 訓練又は災害等により、入出門に対する制限等が発令された場合

(カ) 監督官が不適と判断した場合

(3) 基地内の運行を許可する車両

基地内において運行することのできる車両は、基地内臨時乗入証を掲示している車両とする。

なお、臨時乗入証を発行する際、入門者は警衛隊員に対し車検証（原本）を提示するものとする。

6 情報保証

(1) 機器等の使用

役務関係の提出電子データを取扱うパソコン等については、情報流出対策及び最新のウィルス対策が行われたパソコン等を使用する。

(2) 提出された個人情報等の取扱い

提出された個人情報等は、個人情報保護法及び関係自衛隊規則に基づき厳正に保護し、本役務以外は使用目的としない。

7 提出書類

役務特記仕様書による。

役務特記仕様書	作成部隊名	第 1 航空団基地業務群施設隊		
	作成年月日	令和 8 年 7 月 6 日		
	仕様書番号	施設役務 8 - 5 9		

1 件名
令和 8 年度小型貫流ボイラー等の点検及び整備

2 適用範囲
この仕様書は、航空自衛隊浜松基地における、令和 8 年度小型貫流ボイラー等の点検及び整備について適用する。
なお、本役務に必要な一般事項は、役務一般仕様書による。

3 履行場所
航空自衛隊浜松基地（別図第 1 のとおり。）

4 履行期限
令和 9 年 3 月 3 1 日

5 引用図書及び各種関連法規
次に示す、引用図書及び各種関連法規は、最新のものを適用し、契約対象となるものを、全て適用する。

(1) 引用図書
建築保全業務共通仕様書（最新版）国土交通省大臣官房官庁営繕部監修

(2) 関連法規
ボイラー及び圧力容器安全規則第 9 4 条 1 項

6 役務内容
小型貫流ボイラー等の点検及び整備を行う（点検及び整備箇所の配置図は、別図第 2 のとおり。）

(1) 点検（点検項目は別表のとおり。）
建築保全業務共通仕様書（最新版）に基づき、点検を行う。

ア 小型貫流ボイラー
小型貫流ボイラーの作業内容については、別表第 1 項の項目を実施し、小型貫流ボイラーに付随している各種ポンプ及び送風機の作業内容については、別表第 2 項及び第 3 項の項目を実施する。

番号	機器名称	規格	単位	数量
1	小型貫流ボイラー	三浦工業 SI-2000VS	基	1 0
2	給水ポンプ	三浦工業 MSY-2208	台	1 0
3	オイルポンプ	日本オイルポンプ GFLY-V6S	台	1 0
4	送風機	三浦工業 SI-2000VS用	台	1 0

イ サービスタンク用オイルポンプ

作業内容については、別表第2項の項目を実施する。

機器名称	規格	単位	数量
オイルポンプ	エバラポンプ 20RQE6.2B 0.2KW	台	2

(2) 整備及び調整

整備方法等については、製造メーカーが指定した整備内容で行う。

ア 小型貫流ボイラーの整備及び調整 (三浦工業 SI-2000VS)

番号	項目	整備及び調整の内容	単位	数量
1	ボイラー水管 内部撮影	撮影箇所は上部、水管、下部の3か所 (1) スケール付着状況 (2) 腐食の状況 (3) ピッチング発生の確認	基	10
2	ボイラー燃焼 調整	安定した燃焼を保ちながら、最も燃焼効率 の高い状態へ調整する。 調整項目 (1) 排ガスO2 (2) スモーク (3) 排ガス温度	基	10
3	ボイラー水面 計分解整備	整備内容 (1) 水面計を分解し内部の清掃を行う。 (2) 接続管の清掃を行う。	基	10

イ 軟水装置の整備 (三浦工業 MW-300)

項目	整備及び調整の内容	単位	数量
軟水装置の整備	整備項目 (1) 設定データーの確認及び調整 (2) 給水ストレーナー内部エレメント清掃 (3) 再生工程及び塩水タンク作動状況の確認及び調整 (4) 通水量の確認	基	1

ウ 薬注装置の整備 (三浦工業 CPI-70W)

項目	整備及び調整の内容	単位	数量
薬注装置の整備	整備項目 (1) 薬品漏れの有無(注入口チャッキやポンプヘッド) (2) 薬注ポンプの吐出量の測定 (3) 配線、チューブの劣化確認	基	2

エ カラーメトリの整備 (三浦工業 CMU-324G×1 CMU-324H×1)

項目	整備及び調整の内容	単位	数量
カラーメトリの整備	整備項目 (1) 原水圧力、通水温度、周囲温度、各部水漏れの確認 (2) 配線、チューブの劣化確認 (3) 設定データーの確認及び調整 (4) 動作確認	基	2

オ 中和装置の整備 (三浦工業 MIN-3)

項目	整備及び調整の内容	単位	数量
中和装置の整備	整備項目 (1) PHセンサの交換 (2) PH計校正 (3) 炭酸ガス配管及び接続部の点検 (4) 炭酸ガス注入量の点検 (5) 動作確認	基	1

カ ブロー槽の清掃

項目	整備及び調整の内容	単位	数量
ブロー槽の清掃	整備項目 (1) 内部清掃 (2) 水位検出棒の清掃	式	1

(3) 交換部品

ア 交換場所は、別図第2に示す。

イ 交換部品を搬入した際は、直ちに材料検査を行い、監督官の確認を受ける。

ウ 交換部品は、下表の規格及び数量とし、仕様の製品は機器に適合する同等品以上の新品とする。

小型貫流ボイラー等の交換部品

番号	部品名	部品規格	単位	数量
1	アクチュエータASSY (B)	MW-200..800	個	4
2	アクチュエータASSY (A)	MW-200..800	個	6
3	ノズルチップ	60℃ AX11.00G	個	10
4	ノズルチップ	60℃ AX12.00G	個	10
5	着火碍子	SI-2000FZ	個	10

6	ゲージガラスASSY	#7透視 T17×34W×280L+ノンアスパッキン	個	10
7	PFA保護板	T3×34W×L280	個	10
8	カットオフ弁	COV6A 1K	個	20
9	真空破壊弁	8A×200℃ DDVB	個	10
10	銅パッキン	18×24×1.0	個	50
11	OリングOFN用	ORS71バイトン4D	個	10
12	ガスケット	PH-300B	個	10
13	点火コード (ライカル)	L500 M5XN0.52 PCI-1500	個	20
14	中空糸膜フィルターセット	CMU-110	個	2
15	電極保持器	PE-S22B	個	50
16	リブベルト	5PK-1480 R34-7A	個	10
17	銅管接手 (くい込みエルボ)	B10-PT3/8 KLN10-030KNNT-EG	個	10
18	銅管接手 (くい込みストレート)	A10-PT3/8 KcT10-030N-EGKO-B	個	10
19	銅管	OD10XT1 C1220T-0	m	20
20	PHセンサ	KP101-6TJN 取付治具固定ナット付き	個	1
21	PH標準液	PH6.86 500ML 試薬 025-03195	個	1
22	PH標準液	PH9.18 500ML 試薬 028-03205	個	1
23	真空破壊弁	8A×200℃ DDVB	個	1
24	散気用ノズル	MIN-03	個	1
25	流量計	FS-25C0201 Rc1/4(YR-507F)	個	1
26	シートガスケット	50A×5K-リング-T1.5-T/#1120	個	1

7 作業終了確認

作業が終了し、検査前までに使用する必要がある場合は、監督官又は主任監督官が契約相手側の立ち会いのもと、作業終了確認を実施し、一時的に使用可とする。

8 完了検査

(1) 検査は、以下に示す要件を全て満たした場合、受検することができる。

ア 特記仕様書に示す作業が終了していること。

イ 本仕様書に記載された、全ての書類が提出されていること。

ウ 是正等があった場合、その全ての是正が完了していること。

エ 監督官及び主任監督官の確認を得ていること。

- (2) 検査は、監督官及び契約相手方の立ち会いのもと行い、検査官による確認をもって完了するものとする

9 その他

点検及び整備に関する疑義が生じた場合は、監督官と事前に調整する。

10

- (1) 契約相手方は、下表に適用に示す●印の書類等を、監督官に提出する。

No	適用	書類等名	提出期限	部数	様式
1	●	業者入出門申請書及び従業員等名簿	作業前までに	1	定型
2	●	住民票（従業員等名簿に添付）		必要数	
3	●	腕章		必要数	
4		臨時立入申請書		2	
5	●	現場代理人等（選任・変更）通知書		1	
6	●	工程表		1	
7		作業計画書		1	任意
8	●	使用材料納品書又は出荷証明書	その都度	1	
9	※	打合せ書		1	定型
10	●	発生材報告書及び発生材調書		1	
11		産業廃棄物管理票（A、B2、D及びE票）の写し		1	任意
12	●	役務写真		1	
13	●	完成（完了）報告書	完了後	1	定型
14	●	時間外入出門届及び臨時乗入れ申請	その都度	1	
15	※	火気使用申請書	必要時	1	
16		給水等使用申請書		1	

注記1 火気使用申請は申請書を提出し許可証を受領した後に、器具等の使用を開始する。

注記2 従業員等名簿には、全員分の住民票（本籍地が記載され、発行後3か月以内のもの、写し可）を添付し、日本国籍を有さないものは、パスポート、在留カード、在留資格認定証明書又は特別永住者証明書を1部（写し可）を添付すること。

注記3 完了検査は産業廃棄物管理票（D票）の写しをもって受けることができる。ただし、産業廃棄物管理票（E票）が交付され次第、速やかに監督官へ提出すること。

注記4 ※印の提出書類の要否については、別途、監督官より指示をする。

(2) その他提出書類

適用	書類等名	提出期限	部数	様式
●	作業完了報告書	完了後	1	任意

点検項目

1 小型貫流ボイラー シーズンオン点検（1年）

対象機器 小型貫流ボイラー10基

作業項目		作業内容
1	基礎・固定部	取付け状態の点検
2	外観の状況	(1) 本体 ア 腐食、損傷等の有無の点検 イ 蒸気又は水及び燃焼ガスの漏れの有無の点検
	(2) 保温材	脱落、損傷等の有無の点検
	(3) 管台・付属品取付け部	ア 蒸気又は水の漏れ及びボルトの緩みの有無の点検 イ 曲り、損傷等の有無の点検
3	内部の状況	(1) ガス側部 覗き窓、焚口等から燃焼異常、変形、腐食、損傷、すすの付着等並びに蒸気又は水の漏れの有無の点検
	(2) 燃焼室、煙室内の耐火材及び断熱材	焼損、亀裂、脱落等の劣化及びカーボンの付着の有無の点検
	(3) 煙道及び煙突	ア 局部過熱による変色、割れ、腐食等の有無の点検 イ 排ガスの漏れの有無の点検
4	付属品	(1) 安全弁 ア 取付けボルトの緩みの有無の点検 イ 漏れの有無の点検 ウ 安全弁用排気管の固定の良否、詰まり、腐食の有無の点検
	(2) 主蒸気弁、給水止弁、逆止弁、吹出し弁	ア 弁越し、詰まり及びフランジ部の漏れの有無の点検 イ 腐食の有無の点検
	(3) 水面計	ガラスの汚れ及び亀裂の有無の点検
	(4) 水面計取付け水柱管・水位検出用連絡管	ア 管及び弁接続部の漏れの有無の点検 イ 水面計及び検出器下部の排水弁を開き、管内の詰まりの有無の点検
	(5) 圧力計、水高計、温度計	ア 正常値を指示していることの確認 イ 取付け部等の漏れの有無の点検 ウ 汚れ及び損傷の有無の点検
	(6) スートブロワー	蒸気漏れ、ギアの摩耗等の有無及び作動の良否の点検

5 主バーナー		ア 炎口部に付着したすす、カーボン、未焼物等の汚れの清掃 イ 燃料ノズル、ディフューザー、燃焼筒、バーナータイルの焼損、変形、割れ等の有無の点検 ウ 燃料管及び調節弁の損傷、燃料漏れ及び詰まりの有無の点検 エ 直接点火のバーナーは、点火トランス、電極棒、高圧リード線の焼損等及び絶縁碍子のき裂の有無並びに絶縁の良否の点検
6 自動制御装置	(1) 制御盤	ア 盤内機器の接点の焼損及び過熱、異臭、腐食等の有無並びにスパーク発生の有無の点検 イ 端子部の汚れ、緩み、変色、焼損等の有無の点検 ウ 表示等の点灯及び警報器の発鳴の良否の点検 エ ボイラー運転時の盤内部の温度の適否及び結露の有無の点検 オ 電源電圧を測定し、その良否の確認 カ 動力回路の絶縁抵抗を測定し、その良否の確認
	(2) 電極式水位検出器	ア 連絡管及び元弁の詰まり並びに配管接続部の蒸気又は水漏れの有無の点検 イ 電線接続端子のほこり、水分及びさびによる汚れの付着並びにねじの緩みの有無の点検 ウ スイッチ部の焼損等の有無及び接触の良否の点検 エ 給水調節弁の作動の良否の点検
	(3) 火炎検出器	ア 火炎検出器を取外して検出部の汚れ、焼損、亀裂等の有無の点検 イ 検出部の装着及び接触の良否の点検
	(4) 燃料遮断弁	ア 油燃料遮断弁は、バーナーの燃料停止時に、バーナーノズルからの油の滴下量

		が規定値以下であることの確認 イ 弁及び配管との接続部の漏れの有無の点検
	(5) 蒸気圧力又は温水温度制限器	ア 配線接続端子部のねじの緩み、汚れ、焼損及び変色の有無の点検 イ スイッチ部の焼損の有無を点検及び接触の良否の点検 ウ マイクロスイッチのねじの緩み及びレバーの曲りの有無の点検並びに取付け状態の良否の点検 エ 圧力制限器は、導圧配管の蒸気又は水の漏れ並びにベローズ部の亀裂の有無の点検 オ 温度制限器は、導管の潰れ、折損及び液漏れの有無の点検
	(6) 比例圧力又は比例温度調節器	配線接続端子部のねじの緩み、汚れ、焼損及び変色の有無の点検
7 給水装置	(1) 給水タンク	ア タンク本体の水漏れ、内外面の腐食及び内部の沈殿物の有無の点検 イ 配管の水漏れ及び腐食の有無の点検 ウ 水面計の指示の良否 エ 水位調節器の作動の良否
	(2) 給水軟化装置	ア ロータリーバルブの摩耗及びシートの破損並びにずれの有無の点検 イ 樹脂の量の適否並びに汚れ、劣化及び硬度リークの有無の点検 ウ 樹脂塔、配管の水漏れ及びストレーナの詰まりの有無の点検 エ ロータリーバルブの作動の良否の点検 オ 薬液溶解槽の塩水の漏れ及び塩水バルブの固着の有無の点検
8 運転調整等	(1) バーナーの自動発停	蒸気圧力又は温水温度の上昇及び下降時におけるバーナーの発停状態を点検し、当該圧力又は温度が規定の許容範囲内にあることの確認
	(2) 水位制御	ON・OFF水位制御装置は、ボイラー水

	位の低下及び上昇時における給水ポンプの発停状態を点検し、当該ボイラー水位が規定の許容範囲内にあることの確認
(3) 低水位遮断又は警報	ボイラー運転時に吹出し弁を開き、ボイラー水位を徐々に低下させ、規定の水位まで低下したとき、1段目の低水位遮断装置が作動し、バーナーの燃焼が遮断、警報が鳴ることの確認。更に、水位を低下させ、安全低水面に近付いたとき2段目の低水位遮断装置が作動することを制御盤内のリレー作動状態等により確認
(4) 起動時間、停止時間	ア ボイラー起動時のプレパージ時間、点火スパーク時間、パイロットオンリー時間及び主バーナー着火時間を測定し、その良否の確認 イ ボイラー停止時のポストパージ時間を測定し、その良否の確認
(5) バーナー消炎遮断	ア ボイラー運転時に火炎検出器を遮断したとき、安全遮断弁が閉止し、バーナーの燃焼が停止することの確認。また、火炎検出器を遮断してから安全遮断弁が全閉になるまでの時間を測定し、その時間が規定時間以下にあることの確認 イ バーナーの燃焼停止後警報器が鳴り、制御盤の異常表示灯が点灯することの確認
(6) 地震感知器	ボイラー運転時に作動テストを行い、自動的に燃焼が停止・消火することの確認
(7) バーナーの燃焼状態	バーナーの最大燃焼時と最小燃焼時の燃料の流量、供給圧力及び戻り圧力、燃料弁開度、ダンパー開度等を測定し、その値が規定の許容範囲内にあることの確認

2 給水ポンプ、オイルポンプ（周期Ⅰ）

対象機器

- (1) 給水ポンプ 10 台（小型貫流ボイラー用）
- (2) オイルポンプ 10 台（小型貫流ボイラー用）
- (3) オイルポンプ 2 台（サービスタンク用）

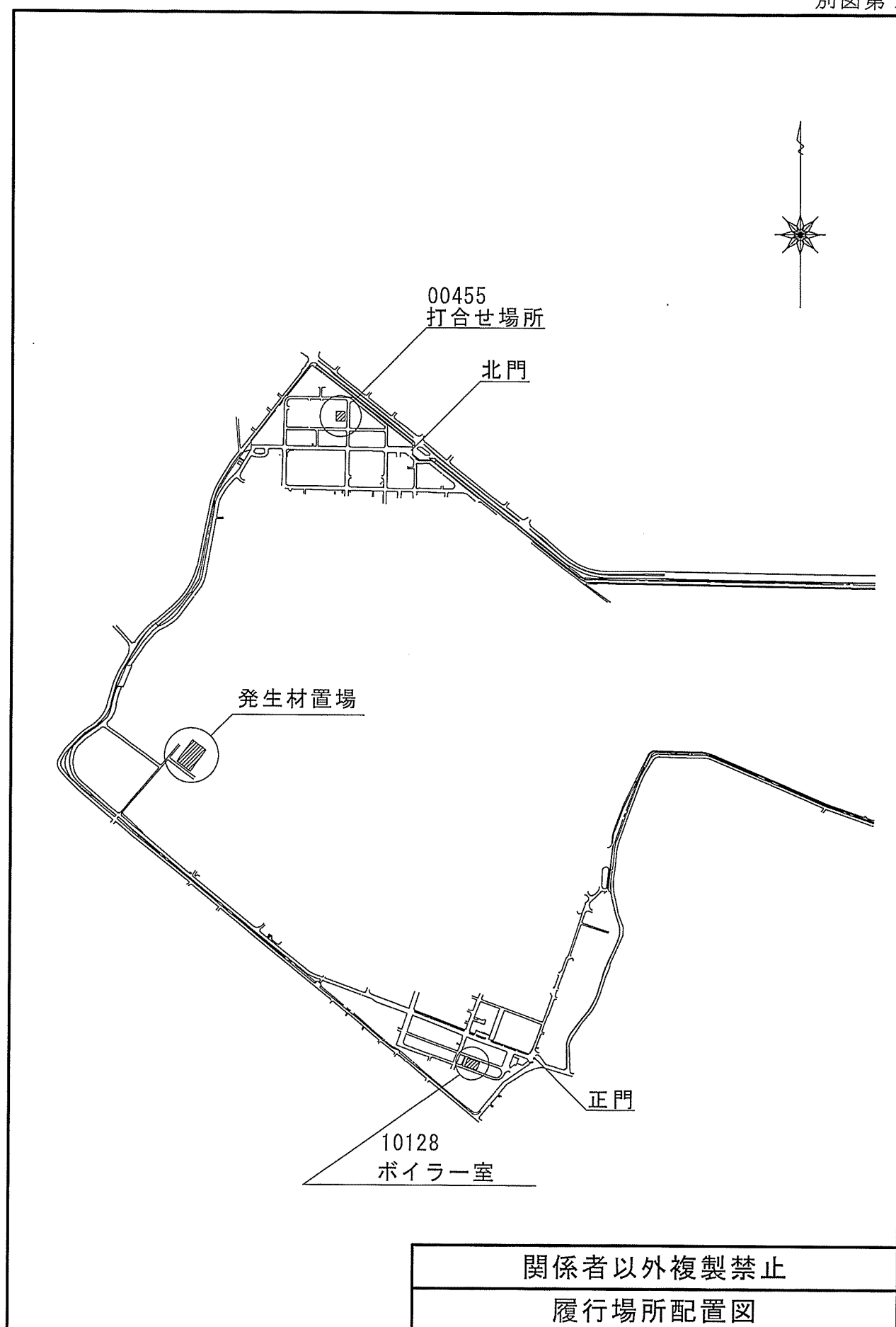
作業項目	作業内容
1 基礎、固定部	(1) 固定金具の劣化及び固定ボルトの緩みの有無の点検 (2) 防振材、ストッパー等の劣化及び緩みの有無の点検
2 外観の状況	(1) 腐食、損傷及び漏洩の有無の点検 (2) 軸継手ゴムの損傷等の有無の点検 (3) ベルトの損傷等の有無の点検 (4) 芯出しの良否の点検 (5) ポンプの吸込圧力及び吐出し圧力が許容範囲内にあることの確認 (6) 軸封の漏水状態の点検 (7) 設置の状況の確認
3 電動機	(1) 電動機が外部より調査できる場合は、発熱の異常の有無の点検 (2) 回転方向が正しいことの確認 (3) 絶縁抵抗を測定し、その良否の確認 (4) 運転電流が定格値以下であることの確認
4 逆止弁	開閉状態の良否の点検
5 圧力計、連成計	(1) 腐食及び損傷の有無の点検 (2) 指示値が適正であることの確認
6 運転調整	(1) 運転時における電圧変動が規定値内であることの確認 (2) 運転電流が定格以下であることの確認

3 送風機（周期Ⅰ）

対象機器

送風機10台（小型貫流ボイラー用）

作業項目	作業内容
1 基礎、固定部	(1) 亀裂、沈下等の有無の点検 (2) 固定金具の劣化及び固定ボルトの緩みの点検 (3) 防振材の破損等の有無の点検
2 外観の状況	(1) 設置の状況の確認 (2) 汚れの有無の点検 (3) 腐食及びボルトの緩みの有無の点検
3 電動機	(1) 電動機が外部より調査できる場合は、発熱の異常の有無の点検 (2) 回転方向が正しいことの確認 (3) 絶縁抵抗を測定し、その良否の確認 (4) 運転電流が、定格値以下であることの確認
4 軸受	発熱、異常音及び異常振動の有無の点検
5 Vベルト	緩み、摩耗、損傷等の有無の点検
6 Vベルトカバー	変形、損傷等の有無の点検
7 Vプーリ	(1) 摩耗、損傷等の有無の点検 (2) 芯だしの良否の点検
8 羽根車	(1) 汚れ、変形、腐食等の有無の点検 (2) ボルトの緩みの有無の点検 (3) ケーシング等に接触していないことの確認
9 運転調整	(1) 運転時における電圧変動が規定値内であることの確認 (2) 運転電流が定格以下であることの確認



No	交換部品 (軟水器)	個数
A	アクチュエータASSY (B)	4個
B	アクチュエータASSY (A)	6個

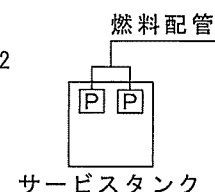
No	交換部品 (小型貫流ボイラー)	個数
C	ノズルチップ 11.00G	10個
D	ノズルチップ 12.00G	10個
E	着火碍子	10個
F	ゲージガラスASSY	10個
G	PFA保護版	10個
H	カットオフ弁	20個
I	真空破壊弁	10個
J	銅バッキン	50個
K	OリングOFN用	10個
L	ガスケット	10個
M	点火コード (ライカル)	20個
N	中空糸膜フィルターセット	2個
O	電極保持器	50個
P	リブベルト	10個
Q	銅管継手 (くい込みエルボ)	10個
R	銅管継手 (くい込みストレート)	10個
S	銅管 (OD10XT1 C1220T-0)	20m

No	交換部品 (中和装置)	個数
T	PHセンサ	1個
U	PH標準液 PH6.86 500ml	1個
V	PH標準液 PH9.18 500ml	1個
W	真空破壊弁	1個
X	散気用ノズル	1個
Y	流量計	1個
Z	シートガスケット	1個

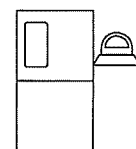
No	点検項目	基数
1	小形貫流ボイラー 三浦工業 SI-2000VS	10基
2	給水ポンプ 三浦工業 MSY-2208	10台
3	オイルポンプ 日本オイルポンプ GFLY-V6S	10台
4	送風機 三浦工業 SI-2000VS用	10台
5	オイルポンプ エバラポンプ 20RQE6.2B 0.2KW	2台

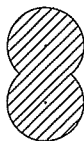
No	整備及び調整項目	基数
(1)	ボイラー水管内部撮影	10基
(2)	ボイラー燃焼調整	10基
(3)	ボイラー水面計分解整備	10基
(4)	軟水装置の整備	1基
(5)	薬注装置の整備	2基
(6)	カラーメトリーの整備	2基
(7)	中和装置の整備	1基
(8)	フロー槽の整備	1式

オイルポンプ
エバラポンプ 20RQE6.2B×2
点検項目
5



炭酸ガス中和装置
三浦工業 MIN-3×1
整備及び調整項目
(7) (8)
交換部品
T. U. V. W. X. Y. Z



 軟水装置
三浦工業 MW-300×1
整備及び調整項目
(4)
交換部品
A. B

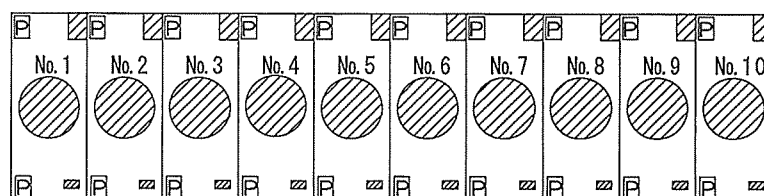
カラーメトリー
三浦工業 CMU-324G×1
三浦工業 CMU-324H×1
整備及び調整項目
(6)



薬注装置
三浦工業 CPI-70W×2
整備及び調整項目
(5)



小形貫流ボイラー
三浦工業 SI-2000VS×10
点検項目
1. 2. 3. 4
整備及び調整項目
(1) (2) (3)
交換部品
C. D. E. F. G. H. I. J. K. L. M. N. O. P. Q. R. S



関係者以外複製禁止
点検及び整備箇所配置図